

プロジェクト	継続企業に関する会計基準の開発
項目	継続企業に関する会計基準（案）の文案の検討

本資料の目的

1. 本資料は、監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」等の内容を当委員会の会計基準に移管する場合の継続企業に関する会計基準（案）（以下「継続企業会計基準案」という。）の文案の検討を行うことを目的としている。なお、変更履歴は、第 584 回企業会計基準委員会（2026 年 9 月 17 日開催）からの変更点を示している。

主な変更点

2. 2026 年 10 月 2 日に企業会計審議会監査部会（以下「監査部会」という。）が開催され、「監査基準の改訂について（公開草案）」（以下「改訂監査基準案」という。）に関する議論が行われた。次項以降においては、監査部会における議論を踏まえた文案（HP では非公表）の見直しについて説明する。

（合理的な期間）

3. 現行の我が国の監査基準では、「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならない。」とされている。
4. この点、改訂監査基準案においては、合理的な期間に関して「少なくとも『財務諸表の公表の承認日』後 1 年間について評価を行う」とすることが提案されている。一方、当委員会におけるこれまでの議論では、合理的な期間について、「決算日後、少なくとも財務諸表の公表の承認日後 1 年を経過した日までの期間をいう。」（見直し前の継続企業会計基準案第 6 項）としていた。
5. この両者を比較すると、継続企業会計基準案において「決算日後」としている点が異なっていると考えられる。ここで、会計基準と監査基準で「合理的な期間」に関する定義が異なることは、利害関係者にとって理解しにくい状況になると考えられる。

6. このため、継続企業会計基準案においては、「合理的な期間」という文言を使用しないように文案を見直している。

(適用時期)

7. 監査部会においては、改訂監査基準案の実施時期について「令和 10（2028）年 3 月決算に係る財務諸表の監査から実施する。」との提案が行われた。
8. 当委員会におけるこれまでの審議では、本会計基準の適用時期について改訂監査基準の実施時期と同時期とすることとしていた。これは、監査基準との整合性の観点から継続企業の前提に関する評価を行う期間を定めている状況において、本会計基準と改訂監査基準の適用時期が同時でないと、会計基準と監査基準をより整合的とすることによって実務を安定させるという目的を達成できないと考えられるためである。
9. ここで、本資料第 2 項に記載した監査部会における監査基準の改訂の適用時期に関する議論を踏まえて、適用日に関して「本会計基準は、2028 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る財務諸表から将来にわたって適用する。」（継続企業会計基準案第 15 項）と見直している。
10. 加えて、前項の文案の変更を踏まえて、適用時期に関する結論の背景（継続企業会計基準案 BC21 項）に関する文案を見直している。

ディスカッション・ポイント

次ページ以降にお示しした継続企業に関する会計基準（案）の文案（HP では非公表）についてご意見を伺いたい。

以 上